

附属書三 運用上の証明手続

第一規則 定義

この附属書の規定の適用上、「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、責任を負う当局をいう。

第二規則 原産地証明書の発給

1 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給を行う他の団体（以下この附属書において「指定団体」という。）を指定することができる。

2 各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体がある場合には当該指定団体について、名称及び住所の一覧表並びに原産地証明書の発給に使用する署名の見本及び公印又は印章の図案の一覧表を他方の締約国に提供する。

- 3 2に規定する一覧表に記載されない署名を有する原産地証明書は、有効なものとしなない。
- 4 産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。
 - (a) 当該輸出者が権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの
 - (b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書
- 5 原産地証明書は、その発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であつて4(b)に規定するものが、権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後のみ発給される。
- 6 5に規定する輸出者又は生産者が、原産地証明書の発給の後、産品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の関係法令に従い、権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知する。

7 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、6の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者が当該権限のある政府当局に当該原産地証明書を返却した場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

8 原産地証明書の様式及び内容については、英語で作成するものとし、この附属書の付録に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

第三規則 原産地証明書の提示

1 輸入者は、関税上の特惠待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。

(a) 有効な原産地証明書

(b) 輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）

2 課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。

3 輸入締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。

4 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四規則 原産地証明書の有効性

1 原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体による発給の日から一年以内に、

輸入締約国の税関当局に提出するものとする。

- 2 1に規定する提出のための期間が経過した後に原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提出する場合には、提出のための期間に関する要件に従うことができないことが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとつてやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は、受理されるものとする。
- 3 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用されるものとする。

第五規則 記録の保管

- 1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者であつて第二規則4(b)に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を保管することを自国の法令に従つて確保する。この協定の適用上、当該輸出者又は当該生産者は、当該原産地証明書の発給の日の後三年間、当該記録を保管するものとする。

- 2 各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後三年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産

品であることを証明するために提示されたすべての補助的な文書を含む。

第六規則 原産品であるか否かについての確認

1 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国から輸入され、及び関税上の特惠待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報をその要請の受領の日の後九十日以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、当該輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後九十日以内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税

関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

4 1の規定に基づく情報の要請は、第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うことを妨げるものではない。

5 この規則及び第七規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特惠待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

第七規則 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書が発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であつて第二規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対

して要請すること。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。

2 輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも六十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所

- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつてゐる原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
 - 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した追加の情報を輸入締約国の税関当局に提供する。
- 第八規則 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定
- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
 - 2 第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第六規則2又は第七規則5に規定する期間内に回答しない場合

(b) 当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第七規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第六規則又は第七規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

3 第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第六規則の規定に従い当該輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後三十日以内又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問の最終日から六十日以内に行う。

4 輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第七規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通知する。産品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特惠待遇の停止は、解除される。

第九規則 秘密性

1 一方の締約国がこの附属書の規定に従って他方の締約国に対し情報を提供する場合において、当該情報が秘密のものとして指定されているときは、当該他方の締約国は、当該情報の秘密性を保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護し、及び当該一方の締約国が指定する目的のためにのみ使用するものとし、また、当該一方の締約国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報を開示してはならない。

2 輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、

(a) この附属書の規定に基づく原産地証明書の確認のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用するものとする。

(b) 輸出締約国の書面による明示的な同意が得られない場合には、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

第十規則 不正行為に対する適当な罰則及び措置

各締約国は、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行う自国の輸出者又は生産者に対し、自国の法令に従って、適切な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

第十一規則 運用上の規則

合同委員会は、第二百二十八条の規定に従ってこの協定が効力を生ずる日に、運用上の規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係する当局は、同規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。